宗務行政の推進

令和3年度予算額(案) 46百万円 (前年度予算額 37百万円)



宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集 及び宗教団体との連絡に関すること、また、都道府県知事に対し、宗教に関する専門的、技術 的な指導及び助言を行い、宗務行政の推進を図る。

〇 宗務行政事務処理

- 認証・事務指導
- 宗教資料の収集作成
- 提出書類の整理
- 宗教法人等の運営に係る調査

少子・高齢化や価値観の多様化などにより社会状況が大きく変化し、 宗教法人制度をめぐる環境も大きく変わりつつある。不活動宗教法人 の整理促進、宗教法人等に対する研修会等を実施するとともに、宗教 法人等の運営に係る諸課題等について調査を行い、適正な宗務行政 の推進を図る。

〇 不活動宗教法人の整理促進

- ・不活動宗教法人の整理事務
- 不活動宗教法人対策推進事業
- ·不活動宗教法人対策経費

〇 宗教法人事務研修会等

- 都道府県宗教法人事務担当者研修会
- 宗教法人実務研修会
- ・今後の宗教法人制度の運用及びその在り方に関する協力者会議

○ 宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度の現地確認等

円滑な宗務行政を実施することにより、憲法が保障する信教の自由のもとに築かれた宗教法人制度が維持され、国民の信頼を確保することができる。

宗教法人制度が適正に機能し、円滑な運用に資するため、宗教法人の運営に係る諸課題等の 調査研究を行い、宗務行政の推進を図る。

少子高齢化や価値観の多様化などにより社会状況が大きく変化し、宗教法人制度をめぐる環境も大きく変わりつつあり、 例えば、以下のような諸課題があげられる。

- ・近年多発する自然災害による宗教施設の被害とその復興
- ・災害時における宗教法人と社会との連携
- ・過疎地の宗教法人の信者数減少等による活動継続性の低下



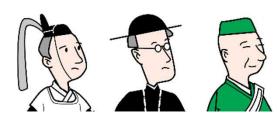


I 諸外国における宗教法人関連の法制度等の調査

諸外国(イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ)に おける宗教団体に関する法制度・税制度や宗教と社会の 関わりなどの宗教事情を調査し、日本と諸外国との実情 比較を実施。

Ⅱ 国内の宗教法人等の組織・運営等に係る調査 (新規)

宗教法人が行う事業に関する臨時調査として、宗教 法人が本来の宗教活動に加えてどのような事業を行っ ているかを調査するとともに、あわせてコロナ禍の法 人運営への影響等の実態把握や近年多発する自然災害 による宗教施設の被害状況等を把握するもの。



憲法が保障する信教の自由、政教分離の 原則のもと、宗教法人制度が適正に維持され、国民の信頼を確保することができる。

